

事務連絡
令和2年5月18日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する周知等について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局より、5月14日に開催された第34回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対処方針」が変更され、これを受け同日開催された第13回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり大臣より指示がありましたので、会員事業者に対し周知いただきたい旨の事務連絡がありました。

つきましては、各地方協会におかれましては、大臣指示を踏まえ、必要な対応を行っていただきますとともに、再度変更された「基本的対処方針」について、会員事業者に対し、周知をしていただきますようお願いいたします。

以上